

建築物等の解体等に係る主な対策

※改正部分には下線を引いています。

1 建築物等の解体工事等の発注時における措置 石綿則第8条、第9条関係

建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、改修等の工事を発注する場合は、直接工事を行う事業者にその労働者への石綿のばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられていますが、工事の発注者、注文者も次のこと配慮しなければなりません。

① 情報の提供 (石綿則第8条関係)

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。

② 注文者の配慮 (石綿則第9条関係)

建築物等の解体工事等、封じ込め又は囲い込みの作業の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることのないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。

2 事前調査、掲示 石綿則第3条関係

事業者は、建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。また、これらの調査を終了した日、調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。

ただし、石綿等が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を講ずる場合、分析調査の必要はありません。



3 特別の教育 安衛則第36条、石綿則第27条関係

事業者は、石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業に従事する労働者に次の科目について、それぞれカッコ内の時間以上、教育を行わなくてはなりません。

- ① 石綿の有害性（30分）
- ② 石綿等の使用状況（1時間）
- ③ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置（1時間）
- ④ 保護具の使用方法（1時間）
- ⑤ その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項（1時間）



4 作業主任者の選任 石綿則第19条、第20条関係

事業者は、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。

- ① 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 保護具の使用状況を監視すること。

5 作業計画の策定 石綿則第4条関係

事業者は、石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等、封じ込め又は囲い込み作業を行うときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければなりません。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法



6 届出 安衛則第90条、石綿則第5条関係

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- (2) 建築物又は工作物の解体等の作業のうち、次の作業については、工事開始前までに所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- ① 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業
 - ② 封じ込め又は囲い込みの作業
 - ③ (1)以外の吹付け石綿の除去作業

7 隔離・立入禁止等 石綿則第6条、第7条、第15条関係

- (1) 建築物又は工作物の解体等の作業における、吹付け石綿の除去、封じ込め又は吊りボルトを取り付ける等の囲い込みの作業、**石綿等の切断等の作業を伴う石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業**を行うときは、次の措置を講じなければなりません。ただし、**同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りではありません。**
- ① 当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離すること。
 - ② 作業場所の排気に、集じん・排気装置を使用すること。
 - ③ 作業場所を負圧に保つこと。
 - ④ 作業場所の出入口に前室を設置すること。
- (2) 建築物又は工作物の解体等の作業における、石綿等の切断等の作業を伴わない石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業、(1)以外の囲い込みの作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。
- また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。
- (3) その他の石綿を使用した建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

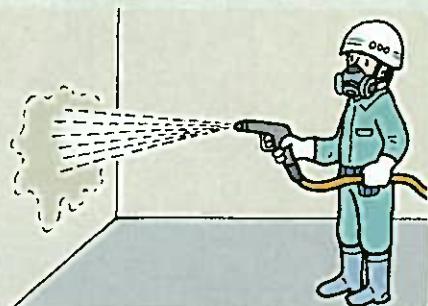


8 保護具の着用 石綿則第14条、第44条、第45条関係

石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク又は送気マスク等）、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。また、**隔離した作業場所における吹き付けられた石綿等の除去の作業にあっては、呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する送気マスク等に限ります。**

9 濡潤化 石綿則第13条関係

石綿が使用されている建築物等（鋼製の船舶を含む）の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。



10 付着物の除去、隔離の措置の解除について 石綿則第6条、第32条の2、第46条関係

- (1) 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- (2) 足場、器具、工具等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。
- (3) **作業場所の隔離の措置を講じたときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等の除去の作業又は石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行った場合にあっては、当該建材を除去した部分を薬液等により濡潤化した後でなければ隔離の措置を解いてはいけません。**

建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規制の体系

	石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業							石綿等が使用されている鋼製の船舶の解体等の作業	
	① 石綿等が吹き付けられた建築物等における当該吹き付けられた石綿等に係る作業			② 耐火被覆材等 ^{注1} （粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの）の除去の作業		③ ①、②以外の建材の除去の作業			
	耐火建築物又は準耐火建築物における除去の作業	その他の除去の作業	封じ込め・吊りボルトを取り付ける等石綿等の切断等を伴う囲い込みの作業	切断等を伴わない囲い込みの作業	切断等を伴う除去の作業	切断等を伴わない除去の作業			
事前調査	○	○	○	○	○	○	○	○	
作業計画	○	○	○	○	○	○	○	○	
14日前までの計画の届出	○								
あらかじめの作業の届出		○	○	○	○	○			
特別教育	○	○	○	○	○	○	○	○	
作業主任者の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	
保護具の着用	◎ ^{注2}	◎ ^{注2}	○	○	○	○	○	○	
湿潤化	○	○	○	○	○	○	○	○	
隔離等の措置	○	○	○		○				
作業者以外立入禁止				○		○			
関係者以外立入禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	
注文者の配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	

注1 ②の耐火被覆材等とは、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材が含まれます。

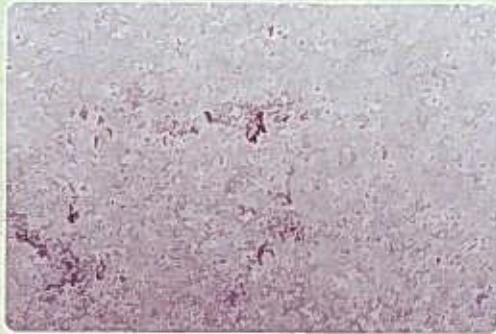
注2 ◎印の呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具等に限ります。

建築物に吹き付けられた石綿の管理

石綿則第10条関係

- (1) 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- (2) 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。
- (3) 臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。

▼毛羽立ち



▼纖維のくずれ



▼たれ下がり



▼局部的損傷・欠損



(引用：「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、日本建築センター)

建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁 内装材	スレートボード③、けい酸カルシウム板第一種③、パルプセメント板③
天井／床 吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板③、石綿含有吹付け材①
天井結露防止材	屋根折版用断熱材②、石綿含有吹付け材①
床材	ビニル床タイル③、フロア材③
外壁／軒天 外装材	窯業系サイディング③、スラグせっこう板③、押出成形セメント板③、スレートボード③、スレート波板③、けい酸カルシウム板第一種③
耐火被覆材	吹付け石綿①、石綿含有吹付けロックウール①、石綿含有耐火被覆板②、けい酸カルシウム板第二種②
屋根材	スレート波板③、住宅屋根用化粧スレート③
煙突材	石綿セメント円筒③、石綿含有煙突断熱材②

※ ①、②、③は、左頁の表の①、②、③に対応するものです。

罰則について

石綿障害予防規則は、労働安全衛生法に基づく省令であり、一部の規定を除きこれらの規定に違反した場合は、労働安全衛生法に基づく罰則の適用があります。